

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園事業)に係る意見聴取について

国においては、令和6年の児童福祉法改正により、0～2歳の乳幼児を対象とした新たな支援制度として、「乳児等通園支援制度」が創設されました。

本制度は、保護者の就労の有無に関わらず、家庭で保育をしている乳児等に対して、定期的な通園・遊び・育児支援の機会を提供することにより、子どもの健やかな発達を支援するとともに、保護者の育児不安を軽減することを目的としております。

1 制度の概要

- ① 対象児童 0歳から2歳までの在宅で保育されている乳幼児
- ② 提供内容
 - ・ 保育士等による 定期的な通園保育・遊びのプログラム
 - ・ 育児相談、子育て支援員等によるサポート
 - ・ 保護者のリフレッシュや育児負担軽減にも資する仕組み
- ③ 実施主体 市町村が認可した通園支援施設(児童福祉法に基づく新たな認可事業)。
- ④ 利用料 国が定める基準に基づき、市町村で設定

2 美幌町での取り組み

- ① 施設の名称 美幌町子育て支援センター(コミュニティセンター内)
- ② 設置者 美幌町長
- ③ 職員構成 所長1人、保育士10人(うち6人非常勤保育士)
- ④ 対象児童 満6か月から小学校入学前までの未就園児
- ⑤ 提供内容 上記同様
- ⑥ 料金 1時間あたり250円
- ⑦ 利用上限 1か月当たり12時間(国基準では10時間)
- ⑧ その他 一時預かり保育事業を拡大し令和6年4月から実施しており、引き続き実施

3 町の考え方

こども誰でも通園事業は、法的には民間認定こども園や町立保育園での実施も可能です。

しかしながら、次のことから美幌町では、令和6年4月より施行事業として実施している子育て支援センターでの実施といたします。

① 保育士の確保の課題

園での実施では、通常の園児の保育に加え、追加の通園児対応が必要となるため、十分な保育士の確保が困難となる恐れがある。

② 園活動・園行事への影響

既存の園活動や行事に支障をきたす可能性があり、園運営全体に影響を及ぼす懸念がある。

③ 各施設への聴き取り結果

各園・施設に実施の可否について聴き取りを行った結果、上記の理由から、園での実施は困難であることを確認している。

④ 一時預かり事業との連携

子育て支援センターではすでに一時預かり事業を実施しており、運営ノウハウや施設設備が整っているため、円滑に「こども誰でも通園事業」を開始することが可能。